

別表 補助対象経費（第10条関係）

<p>人件費（団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状況把握等を行うスタッフの人件費等
<p>通信運搬費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問や食料品配送等に係る交通費、ガソリン代、配送料等 ・電話代、データ通信料等
<p>使用料・賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器（パソコン、プリンタ、タブレット等）のリース費用 ・会場使用や食料品等の保管場所に要する経費
<p>食材購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に必要な食材費等 ・食品配送事業における配送品（食料品、日用品等）の購入費用
<p>需用費（耐用年数が1年未満かつ1件当たりの金額が20,000円未満のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な消耗品等
<p>光熱水費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費
<p>その他経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険等 ・事業周知のためのチラシ等の作成費用 ・職員等の能力向上のための研修講師謝礼、書籍購入費等 ・事業の趣旨に合致し、子どもの状況把握のために特に必要がある認められる経費

<特記事項>

- ・補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- ・団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇にかかる経費、通常より著しく高額、高級と判断される経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。